

議案第55号

南風原町こども医療費助成条例の一部を改正する条例

南風原町こども医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年12月10日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

令和2年4月1日以降の診療分より入院時食事療養費の助成を廃止するため提案する。

南風原町こども医療費助成条例の一部を改正する条例

南風原町こども医療費助成条例（平成6年南風原町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「、入院時食事療養費」を削る。

第4条第2項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の南風原町こども医療費助成条例の規定は、令和2年4月1日以降の診療分に係る医療費から適用し、同日の前日までの診療については、なお従前の例による。